「サイバー対処能力強化法に基づく報告等に関する制度の解説（案）」に対する意見案

2026年8月7日

一般社団法人　日本貿易会
情報システム委員会

内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当）が2026年7月15日、「サイバー対処能力強化法に基づく報告等に関する制度の解説（案）」に関するパブリックコメントを募集したことを受け、商社自体は「特別社会基盤事業者」に該当しないが、商社も事業者へ重要設備を納入する中間業者（サプライヤー）として介在し影響が想定されることから、情報システム委員会は2026年8月7日付で意見を提出した。

	意見内容	理由
1	海外グループ会社が所有又は運用する電子計算機、及びグローバル共通クラウド基盤を利用する場合に、特別社会基盤事業者が届出等のために取得・記載すべき情報の範囲を明確化いただきたい。	解説案では、他組織（グループ会社等）が所有する場合、日本国外に存在する場合、クラウドサービスを使用する場合も該当し得る旨が示されている。一方、海外拠点・海外グループ会社が管理するシステムでは、日本法人が詳細な機器情報、構成情報、契約情報を取得できない場合がある。
2	SaaS等のクラウドサービス利用時に、サービス提供事業者から侵害の事実の通知を受けて初めて認知可能な場合は、当該通知を受領した時点を報告期限の起算点とすることを明記いただきたい。	SaaSでは契約者がアプリケーション、ミドルウェア、OSへの侵害を能動的に認知できない場合があるとされている。報告期限の起算点が明確でないと、契約者側で認知不能な期間について過度な負担が生じる。
3	ランサムウェア事案及びその他サイバー攻撃事案の速報期限である「認知した日から3～5日以内」について、被害拡大防止、証拠保全、業務継続対応を優先できるよう、少なくとも重要情報が未確定の場合は把握済み事項のみで速報可能である旨をより明確化いただきたい。	大規模インシデントでは、初動時点で攻撃範囲、侵入経路、影響システム、IoC等が確定していないことが多い。詳細情報の整理を優先しすぎると、封じ込めや業務継続対応に支障が生じるおそれがある。
4	IoC、攻撃手口・侵入経路、システム構成図、攻撃の時系列、フォレンジック結果報告書等については、速報段階では把握済みの範囲で足り、未確定情報は詳報又は続報で補足・訂正できることを、本文又は記載例で明確化いただきたい。	解説案では、報告事項が未把握又は未確定である場合は報告時点で把握できている範囲を記載すればよい旨、既報告の誤報箇所は続報等で訂正・補足することが望ましい旨が示されている。